

大津町クーリングシェルター指定要領

1 目的

この要領は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定について、町内に所在する民間施設（以下「施設」という。）の指定において必要な要件を定める。

2 実施内容

クーリングシェルターは、町民の休息場所として主として次の内容を実施する。

- (1) 施設利用の有無にかかわらず、暑さから避難する町民が適切に休息できる空間の提供
- (2) 休息用の椅子、ソファ等準備（既設のもので可）
- (3) 空調の適切な管理
- (4) 施設の入出口等見やすい場所への案内やポスター等の掲示

3 指定要件

クーリングシェルターの指定基準は、次の条件を満たす施設とする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること（定期的にメンテナンスされており、受入可能人数に応じた適切な機能を有した冷房設備）
- (2) 熊本県に熱中症特別警戒情報が発表された場合に開放可能日時において当該施設等を町民に開放することができること
- (3) 町民が滞在のために必要かつ適切な空間を確保すること
- (4) 町と施設等の管理者との間において、別に定める指定及び運用に関する協定を締結し、施設管理者がその内容を履行できること。

4 運用期間

クーリングシェルターとして施設を開放する期間は、国が定める4月の第4水曜日から10月の第4水曜日までとする。

また、10月末日まで予防的な措置として熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、町民へ開放するよう努める。

5 応募方法

指定を受けようとする施設管理者は別記様式の「大津町クーリングシェルター指定申請書」に必要事項を記入のうえ、健康保険課へ提出する。

6 経費の負担

- (1) クーリングシェルターの開放による冷房設備の電気代等の必要な経費は、施設の負担とする。
- (2) 利用者が施設に損害を与えた場合であっても、町は損害賠償を負わない。

7 クーリングシェルターの指定

(1) 指定方法

応募があった施設のうち、「3 指定基準」を満たすものを、町長がクーリングシェルターとして指定する。なお、指定にあたり、町は施設の管理者との間において、協定を締結するものとする。

(2) 指定の期間と更新

指定の期間は、指定の日から熱中症警戒情報の運用期間が終了する日までとし、期間満了の1カ月前までに協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(3) 指定の解除

町は指定の期間中であっても、次の要件により指定を解除することができる。

- ① 指定基準の要件を満たさなくなった場合
- ② 施設より指定の解除の申し出があった場合
- ③ 町がクーリングシェルターとしてふさわしくないと判断した場合

大津町クーリングシェルター指定申請書

施設名	
所在地	菊池郡大津町
開放可能日等 (曜日や時間)	曜日: 時間:
受入可能人数	人
担当者連絡先	担当者: 連絡先:
熱中症特別警戒情報発表以外にも開放可能か 否か	可 ・ 否
その他	

提出先 大津町役場 健康福祉部 健康保険課 健康推進係
大津町大字大津 1156-3(大津町子育て・健診センター)
メール kenkou@town.ozu.kumamoto.jp
電話 096-294-1075 FAX 096-294-6300